

荒川遊園イルミネーション装飾等業務委託業者選定に係る
公募型プロポーザル（提案評価方式）募集要項

1 目的

この要項は、荒川遊園イルミネーション装飾等業務委託について、公募型プロポーザル方式（提案評価方式）により事業者を選定するにあたり、価格のみによらず、事業者の企画提案能力、技術力、業務遂行能力及び信頼性を公平かつ適正に評価するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業実施の背景

東京23区において、唯一の区営遊園地である荒川遊園は、昭和25年に開園した後、新たな施設・設備等を増設しつつ長きに渡り多くの来園者に親しまれ、営業を続けてきた。平成30年12月には荒川遊園を休園、全面的にリニューアル工事を実施し、令和4年4月21日にリニューアルオープンを果たした。今後もより一層来園者のニーズに応え、これまで以上に子ども連れの来園者が安全・安心して過ごせる憩いの場とするとともに、区内外からさらなる集客を図り荒川区の活性化に資するよう努めているところである。

今回、公募型プロポーザル方式（提案評価方式）により募集する荒川遊園イルミネーション装飾等業務委託については、これまでに整備してきた荒川遊園の世界観を演出したオリジナリティあふれるイルミネーション設備を継承しつつ、適宜グレードアップし、これまでも増して多くの方々から愛される施設となるようイルミネーションを整備し管理するため、積極的な提案を求めるものである。

3 委託概要

(1) 件名

荒川遊園イルミネーション装飾等業務委託

(2) 業務内容

現在設置されているイルミネーション設備（別図参照）を継承し、下記の業務を行うこと

イルミネーションのデザイン及び設計書作成

イルミネーションの作製

イルミネーションの設置

イルミネーションの維持管理

イルミネーションパレードカーの維持管理

イルミネーションのリニューアル

イルミネーションの点検等のマニュアル作成

観覧車のライトアップ業務

詳細は別に示す仕様書に記載

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

荒川遊園敷地内（A地区、B地区、及びC地区） 別途位置図参照

(5) 提案限度額（消費税相当額を含む）

27,507,040円

限度額超過の提案は無効とする。

令和6年度荒川区議会2月会議において、令和7年度予算が可決された時に成立するものであり、金額が変更する場合がある。

4 プロポーザル参加資格

以下の要件を全て満たしていることを条件とする。ただし、契約締結までに以下の要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 公共施設、大型商業施設等において、過去5年間にイルミネーションの設計・施工及び保守管理業務の実績を有すること
- (2) 建設業許可の電気工事業を有していること
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと
- (4) 荒川区契約事務規則第7条の2に規定する資格審査サービスに登録されていること
- (5) 荒川区入札等参加停止措置要綱に定める規定に基づく入札等参加停止措置及び荒川区契約における暴力団等排除措置要綱に定める規定に基づく入札参加除外措置の期間中でないこと
- (6) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)や民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により、更生又は再生手続きを行った場合等、客観的に経営不振の状態に陥っていることが明らかである状態)に陥っていないこと
- (7) 本プロポーザルへの参加を希望する事業者の関係会社でないこと
関係会社とは、東京電子自治体共同運営電子調達サービス「物品買入れ等競争参加資格申請の手引き」に記載のある定義による。
- (8) 宗教活動や政治活動を目的とする法人でないこと

5 選定スケジュール

	事 項	年 月 日
1	公募開始、区ホームページにて募集要項公表	令和6年12月11日(水)
2	参加申込書受付締切	令和6年12月23日(月)
3	現地視察実施	令和6年12月25日(水) ~27日(金)
4	質問受付締切	令和6年12月27日(金)
5	質問回答期限	令和7年 1月 8日(水)
6	提案書提出締切	令和7年 1月17日(金)
7	評価委員会の開催 1次審査(書類審査)	令和7年1月下旬~2月上旬
8	評価委員会の開催 2次審査(プレゼンテーション審査)	令和7年2月中旬
9	優先交渉権者決定	令和7年2月下旬
10	最終審査結果通知	令和7年3月中旬

6 申込方法

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を各1部、提出すること

参加申込書(第1号様式)

事業者概要(第2号様式)

会社概要(会社案内等)

法人税納税証明書、法人事業税納税証明書及び消費税納税証明書(直近3年間)(原本)

法人の登記簿謄本(原本)

イルミネーション設計、施工及び保守管理実績(第3号様式)

定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類

建設業許可(電気工事業)を有していることを証明する書類

- (2) 提出方法・提出先
荒川遊園管理事務所（荒川区西尾久六丁目35番11号）に直接持参もしくは郵送すること。郵送する場合は申込期限必着とする。郵送事故等にあっても申込期限後の提出はできないので留意すること
- (3) 申込期限
令和6年12月23日（月）午後4時まで
- (4) 申込の取り下げ
参加申込後に辞退する場合は、「参加辞退届（第7号様式）」を提出すること

7 現地視察

参加申込を行った事業者のうち、希望する事業者の現地視察を受け入れる。現地視察は、区と日時を調整した上で、応募事業者ごとに別の日程で見学を行うこととする。なお、本見学会は提案参加申込みの必須要件とはしない。

- (1) 予約方法
荒川遊園管理事務所（03-3893-6003）に電話にて事前予約
参加申込書が提出されていることを条件とする。
- (2) 実施日
令和6年12月25日（水）～27日（金）午前9時から午後5時まで
1事業者あたりの実施時間は概ね30分程度とする。

8 質問受付・回答

- (1) 受付期間
令和6年12月24日（火）から令和6年12月27日（金）午後3時まで
- (2) 方法
電子メールにより行う。件名は「イルミプロポーザル質問（事業者名）」とし、質問書（第6号様式）に必要事項と質問内容を記入の上、添付すること
- (3) 受付メールアドレス
yuuen@city.arakawa.tokyo.jp
- (4) 回答
参加申込書を提出した全事業者に対し、原則として令和7年1月8日（水）までに電子メールにて回答を送付する。

9 企画提案書等の作成・提出方法

別に示す仕様書を踏まえて次の書類を作成し、提出すること

- (1) 提出書類及び提出部数
提案する内容は次のとおりとし、原本1部 副本（原本の写し）10部を提出すること
フラットファイル（A4判縦長）に綴り、提出すること

提案項目	内容	提案書類
1_実施体制	・履行期間中の実施体制	第4号様式 1頁程度
2_全体レイアウト（A・B・C地区ごとに）	・イルミネーションの全体及び地区ごとのテーマ ・イルミネーションのゾーニング	様式任意 10頁以内

3_特色・オリジナリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・点灯、点灯色のバリエーション ・プロジェクターや音楽等を使用した仕掛け ・イベント時の特別演出（ハロウィン、クリスマス等） ・季節ごとの演出の変化 	様式任意 10 頁以内
4_SDGs 及び周辺環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・消費電力量を抑えるための措置内容と時間当たりの消費電力量 ・住宅が近接した荒川遊園における設置上の工夫（光漏れ、騒音の配慮） 	様式任意 1～2 頁程度
5_品質保証	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに設置する製品の品質保証内容（安全性・耐久性等） 	様式任意 1 頁程度
6_安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ライトアップ時及び通常時（昼間）における安全対策（感電・漏電防止、転倒防止等の事故防止策） ・事故発生時の対応内容 	様式任意 1 頁程度
7_メンテナンス	<ul style="list-style-type: none"> ・設置工事及び点灯期間中の保守体制 	様式任意 1 頁程度
8_必要経費	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に係る 1 年あたりの経費の見積額及びその内訳 ・履行期間中のリニューアルを行う場合は、その内訳がわかるよう記載 ・本件契約年度の次年度、次々年度について、設置したイルミネーションの維持管理及びブラッシュアップに要する費用について記載（参考のため本件提案限度額外） 	第 5 号様式 2～3 頁程度
9_自由提案	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の他、荒川遊園の魅力向上に資する取り組みや事業者としての特殊性、強み等 ・区が実施するイベント等への協力についての考え方 	様式任意 1 頁程度

(2) 提出方法・提出先

荒川遊園管理事務所（荒川区西尾久六丁目 3 5 番 1 1 号）に直接持参もしくは郵送すること。郵送する場合は申込期限必着とする。郵送事故等にあっても申込期限後の提出はできないので留意すること

(3) 提出期限

令和 7 年 1 月 1 7 日（金）午後 4 時まで

(4) 作成にあたっての留意点

既定の様式を定めているものについては、記載の設問内容に沿って必要事項及び提案事項を記載すること

文章を補完するための写真、イラスト、イメージ図は使用してよいが、模型等は使用しないこと。また、特段の専門知識・技術を有しない者でも評価が行えるよう、平易にわかりやすく作成すること

各設問について、区の仕様書で指定されている事項の他、本業務の実施にあたり効果的と考えられる提案事項も交えて記載すること

各設問について、これまでの受託実績における取り組みや効果も交えて記載すること

既定の様式の変更は行わないこと（変更部分については評価の対象としない。）

用紙サイズは A 4 判縦又は A 3 判横の片面印刷とし、企画提案書の各様式は目安とするページ数が定まっているため、各様式に記載されたページ数を目安として作成すること（記載がない場合は、1 ページのみとする。）

各様式について、事業者名、担当者名、ロゴマーク等の記載は原本のみとする。副本には記載しない又はマスキング等を施し、事業者が特定できないようにすること

10 審査の実施

(1) 審査体制

プロポーザルの実施に先立ち、提案書の評価及び審査等を行う組織として、「荒川遊園イルミネーション装飾等業務委託業者選定に係る評価委員会」を設置し、提案の審査は評価委員会において行う。

(2) 審査方法

ア 1次審査（書類審査）

提出された提案書等の書類に基づき評価を行う。

イ 2次審査（プレゼンテーション審査）

- ・実際の現場での業務を統括する者のプレゼンテーションと評価委員のヒアリングによる審査を行う。
- ・2次審査は、各事業者によるプレゼンテーションを受け、1次審査の評価結果の得点を各委員が補正することにより行う。
- ・2次審査評価結果の得点の合計をもとに、委員の合議により荒川遊園イルミネーション装飾等業務委託の第一位契約候補者及び次点を選定する。

(3) プレゼンテーションの実施方法

ア 日時及び会場

各事業者に対し、別途通知する。

イ 実施概要

- ・出席者は、業務を統括する者を含む3名以内とする。
- ・プレゼンテーションの説明は、業務を統括する者が行うこと
- ・1事業者あたりの持ち時間は45分とし、説明を15分、質疑応答を30分とする。
- ・プレゼンテーションの際に用いる資料は、区に提出した提案書を用いるものとする。
- ・提案書の範囲内であれば、拡大用紙やパネル・プロジェクターを利用した画像を使用して説明することも可能とする。
- ・プロジェクター及びスクリーンは区で用意するが、その他の機器類は用意しないため参加者が用意し、セッティングすること
- ・機器類を持ち込む場合は、準備・片付け時間に留意して設置や撤収を行うこと
- ・参加事業者が特定可能となるような表現はしないこと

(4) 結果等の通知及び公表

最終審査結果は、企画提案書等を提出した全参加事業者に対して、令和7年3月中旬に、書面により通知するとともに、区ホームページへの掲載により公表する。

通知日は、選定作業の進捗に応じて変更になる場合がある。なお、評価委員ごとの評価項目の点数及び評価値等は公開しないものとし、審査に関する異議申し立ては受け付けない。

11 契約の締結

(1) 審査の結果、最も高い評価を得た参加事業者を優先交渉権者とし、区は契約締結交渉を行う。

(2) 区と優先交渉権者との契約締結交渉が不調となった場合または「12 その他」に定める事由により優先交渉権者が失格となった場合は、次順位の事業者と契約締結交渉を行う。

12 その他

(1) 下記に該当する場合は失格とし、企画提案書にかかる評価は一切実施しない。

応募要件を満たさなくなった場合、もしくは満たしていないことが判明した場合
本プロポーザルの公正な執行を妨げた場合

虚偽の提案（参加申込を含む。）をした場合

公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した場合

提出日・提出場所・提出方法が募集要項と合致しない場合

- (2) 提出期限後における提出書類の差し替え及び再提出は、原則として認めない。
- (3) 本プロポーザルの参加に関して必要となる費用は参加者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、電子媒体を含め返却は行わない。
- (5) 企画提案書等の著作権は、各参加事業者に帰属する。
- (6) 提出された企画提案書等に関する書類は公表しない。ただし、法律、政令又は条例等に基づき区が開示義務を負う場合においてはこの限りではない。
- (7) 本業務の履行を第三者に委託することは認めない。ただし、業務の性質上やむを得ず再委託する必要がある場合は、あらかじめ区に協議するものとし、区の承諾を得られたときはこの限りでない。

13 問い合わせ・書類等提出先

〒116-0011 荒川区西尾久六丁目35番11号

荒川区子ども家庭部荒川遊園課事業計画・安全管理担当 山本

(電話) 03 - 3893 - 6003

(メールアドレス) yuuen@city.arakawa.tokyo.jp

荒川遊園ABC地区 位置図

